

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第36回全国健康福祉祭とっとり大会（以下「大会」という。）に係るようこそようこそ鳥取県運動推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとし、その交付については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則22号）に準じるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県民や企業・民間団体等の大会に向けた地域の盛り上げや来県選手団等へのおもてなし活動を支援することにより、「ようこそようこそ鳥取県運動」を推進し、大会成功に向けて、全県をあげての機運醸成・おもてなし体制の強化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日から開始するものは4月10日までに行うものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 会長は、交付申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当で

あると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をし、その内容を当該補助事業者に通知する。

- 2 会長は、前項の場合において、交付目的を達成するために必要があるときは、交付申請に係る事項を修正して交付決定をすることができる。
- 3 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 4 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 5 会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（概算払）

第6条 補助事業者が補助金の概算払を希望する場合は、その理由が正当なものであると会長が認めた場合に限り、概算払できるものとする。

- 2 会長は、概算払により補助金等の支払をするときは、あらかじめその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し本補助金を増額する場合においては、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める資料

- 2 第5条第3項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、様式第6号による実績報告書を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業がすべて完了したとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 大会の会期が終了したとき（前2号に該当する場合を除く。）。

- 2 補助事業者は、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 証拠書類の写し
- (4) その他会長が必要と認める資料

- 3 補助事業の実績の報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 第1項第1号及び第2号の場合にあたっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日

から30日を経過する日

(2) 第1項第3号の場合にあたっては、令和6年11月31日

- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに会長に報告し、会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を実行委員会に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行し、実行委員会の解散をもって廃止とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、実行委員会の解散をもって廃止とする。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
大会に向けて機運を醸成する催事の実施や来県選手団等へのおもてなし活動	<p>(1) 県内に事務所又は活動拠点を有する団体等（非営利公益活動団体（法人格の有無を問わない。）、地域住民組織、企業、商工団体等の各種産業団体及びその青年部組織等）</p> <p>(2) 以下の者は対象外とする。</p> <p>ア 政治・宗教・特定の思想の普及に関わる者</p> <p>イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者</p>	<p>補助事業を実施するために必要と会長が認める経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、会場設営費、消耗品費 ・広報経費（印刷費、広告宣伝費、郵送料等） ・イベント参加保険料 ・委託料（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる場合。県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない。） など <p>【補助対象としない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 団体等の運営に係る経常的な経費 (2) 団体の構成員に対する個人給付的な経費 (3) 国・県・市町村の補助金、交付金等の交付の対象となる（予定を含む）経費 (4) 資産形成（備品購入費、工事請負費等）に係る経費 (5) 出演者、講師等に係る謝金、アルバイト賃金 （県内交通費実費支給は除く） (6) 食糧費（事業実施に必要な不可欠なものを除く） (7) その他補助対象として不適当と認められる経費 	10/10	100 千円

年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会
会長 ○○ ○○ 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金交付申請書

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金の交付を受けたいので、第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交 付 申 請 額	
概算払について (該当する方に○をつけてください)	希望する ・ 希望しない
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他

(注) 概算払を希望する場合は、以下の欄に理由を記載すること。

【概算払を希望する理由】

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金
事業（計画・報告）書

補助事業者名 _____

事業（イベント等）名称	
事業実施時期	
事業実施場所	
事業の効果	
事業の概要 ※既存資料の添付も可	
他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※活用される場合補助金の名称を記載してください。 ()
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 <input type="checkbox"/> 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者
その他	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（第4条、第7条、第8条関係）

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金
収支（予算・決算）書

○収入

【単位：円】

区 分	予算額	決算額	内 訳
計			

※収入の内容を具体的に記載すること。

○支出

【単位：円】

区 分	予算額	決算額	内 訳
計			

様

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会
会長 ○○ ○○（公印省略）

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金（以下「本補助金」という。）については、第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
 - (1) 算定基準額 金 円
 - (2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第3条第2項及び第5条第5項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、要綱等の規定に従わなければならない。

年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会
会長 ○○ ○○ 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金変更承認申請書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更したいので、第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金交付要綱第7条1項の規定により申請します。

記

交 付 決 定 額	
変 更 後 の 額	
差 引	
変 更 の 時 期	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	1 変更後の事業計画書 2 変更後の収支予算書 3 その他

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会
会長 ○○ ○○ 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、第36回
全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金交付要綱第8条第1
項の規定により、下記のとおり報告します。

記

交 付 決 定	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 証拠書類の写し 4 その他	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会
会長 ○○ ○○ 様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第36回全国健康福祉祭とっとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進事業
仕入控除税額定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた第36回全国健康福祉祭と
っとり大会ようこそようこそ鳥取県運動推進補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 , 円

5 添付資料

- (1)
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第7号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の用途）の内訳

区分	課税仕入れ	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法